

京都市告示第455号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

また、これにより、建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路（昭和40年11月5日付第1542号）について指定を取り消しましたので、併せて告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和3年12月7日

京都市長 門川大作

1 承認事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	申請者
第6046号	令和 3.11.29	メートル 4.00～ 6.00	メートル 14.30	京都市山科区竹鼻サイカシ町7番19及び8番並びに1番5及び7番1の各一部	根木建設工業株式会社 代表取締役 北島 徹

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(都市計画局建築指導部建築指導課)